

情報・システム研究機構

ソーシャルメディア利用の基本方針と運用方針

平成30年2月19日

広報委員会決定

1 制定の目的

本基本方針は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」）が定める広報活動の基本方針に基づき、インターネット上で提供されるソーシャルメディアと呼ばれる一連のサービス群およびアプリケーション群の機構における活用について、広報活動を円滑に実施し、また大学共同利用機関法人として、研究者コミュニティ及び大学等への貢献の強化を目指して、日々の広報活動の指針となるように定めるものである。また本方針は、適宜見直すこととする。

2 基本方針

2-1 ソーシャルメディア

ソーシャルメディアは、メディア（情報発信媒体）として、

- ・マルチメディア性（画像・動画・音声等）
- ・不特定多数への伝達

という機能を持つ一方で、従来のメディアとは異なる特徴

- ・リアルタイム性
- ・双方向性
- ・ネットワーク構築性
- ・個人による発信
- ・時系列形式

を併せ持つ。さらに各ソーシャルメディア独自の特徴・性格があり、その使い方のルールは一般に明確ではないが、ソーシャルメディア利用端末としてのスマートフォン等の普及や位置情報の流通と併せて

- ・本人到達性
- ・位置特定性
- ・削除不可能性

などのさまざまな問題を含んでおり、また従来メディアと共通の性質も、リアルタイム性や本人到達性を組み合わせることにより、肖像権、プライバシー権に抵触するおそれ、情報の悪用や偽情報の拡散等の問題が生じる可能性がある。これらの特性に鑑みた適切な活用のために、十分な留意が求められる。

2-2 ソーシャルメディアの具体例

ソーシャルメディアとは具体的に、SNS、学術SNS、動画サイトなどでネットワーキングの機能を持つもの等を指す。2017年現在、一般に次のようなものが利用されている。

Facebook、Twitter、ブログ、インスタグラム pine、google+、LINE、Linkedin、Youtube、Flicker、Cookpad、USTREAM、2チャンネル

3 運用方針

機関が組織としてのソーシャルメディア上に自身のウェブページを開設・運用するにあたり、A・Bの運用方針を用意し、本部・機関ごとに選択する方式とする。

(1) 運用方針 A

ソーシャルメディアを原則的に二次的な情報拡散に限って利用する。

コンテンツの作成・投稿：

情報・システム研究機構およびその研究所・施設が運営するウェブサイト等*において既公開の文字要素、リンク先 URL、画像等と同内容を投稿可とする。その場合レイアウトの違いや若干の文字調整等について、常識的に「同内容」と認められるものは可とする。また、この「同内容」の作成は、コピペなど人的なもの、機械取得によるものを問わない。

*：研究所、施設（センター含む）、機構ウェブサイト、機構サブサイト（URL 記載、現在年月表記）

リンク（ネットワーキング）作成：

ネットワーキング機能（「フォロー」「リツイート」等）によって自身のウェブページ上に他者の情報が表示される場合には、そのつながりは、当該機関と近いコミュニティに限るものとする。

コンテンツの削除：

一度ネット上に公開された情報は完全には削除できないことに鑑み、削除せずに加筆修正するなど、十分な配慮を持って、誠実に対応すること。

(2) 運用方針 B

上記に加え、ソーシャルメディアの媒体特性（3-1 参照）を活かした発信を行う。研究所・施設ごとに運用責任者を定め、以下に十分留意して運用すること。

コンテンツの作成：

広報活動の基本方針に基づき、ソーシャルメディア特有の性質に配慮し、職員としての自覚と責任（機構就業規則第 4 章 服務を含む）に基づいて情報作成すること。

正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること。

非礼、差別、違法、デマ、噂、わいせつその他の公序良俗に反すること等を含む情報の助長・拡散に貢献しないようにすること。

ステークホルダーとの対話を促進し、文化としての科学を育成する情報になるよう務めること。

学術全体への理解を深め、研究者コミュニティへの貢献となる情報になるよう努めること。

コンテンツの投稿：

掲載内容について責任者・担当者を含む2名以上で確認すること。

リンク（ネットワーキング）作成：

ネットワーキング機能を幅広く活用する場合には、表示される内容について毎営業日に1回定時に担当者1名以上で確認すること。

コンテンツの削除：

運用方針 A と同じ。

（3）不測の事態への対応について

自然災害時等の非常事態や、ソーシャルメディア特有の「炎上」等の不足の事態に際しては、発見した担当者または責任者が迅速に機構の情報セキュリティインシデントに関する通報窓口へ連絡すること。なお、デマ等の不確かな情報の拡散に加担しないよう、十分に留意すること。

以 上